

この計画は、平成4年に流山市が「水質汚濁防止法」に基づく生活排水対策重点地域の指定を受けたことから策定したもので、平成7年に策定された第Ⅰ期計画（目標年次平成17年度）、平成18年に策定された第Ⅱ期計画（目標年次平成27年度）に続く計画です。各河川に水質改善の目標を設定し、平成38年度までに全ての河川が目標を満たすことを目指しています。

## 生活排水って何だろう？

川等の汚れの発生源は、工場・事業場などの「産業系」、各家庭からの排水などの「生活系」、山林・農地・市街地から降雨とともに汚れが流出する「面源系」に大別されます。

平成26年度の手賀沼のCOD(H26)は、生活系が25%、面源系が70%となっています（平成27年版千葉県環境白書）。

生活排水は、水質汚濁防止法第2条9項で「炊事、洗濯、入浴等人の生活に伴い公共水域に排出される水」と定義され、「し尿」と「生活雑排水」に分かれます。家庭における生活排水のBODの排出状況（平成27年版千葉県環境白書）では、し尿が約30%、台所・風呂・洗濯からの生活雑排水が約70%となっています。

**BOD(mg/l):** 水中の有機物などの酸化分解のために微生物が必要とする酸素の量を表したものです。河川の水質汚濁の代表的な指標として用いられ、値が小さいほど汚濁が少ないとされています。  
**COD(mg/l):** 水中に有機物などの物質がどれくらい含まれるかを、過マンガン酸カリウムなど酸化剤の消費量を酸素の量に換算して示したものです。湖沼や海域の水質汚濁の代表的な指標として使用されています。BODと同じく、値が少ないほど汚濁が少ないとされています。



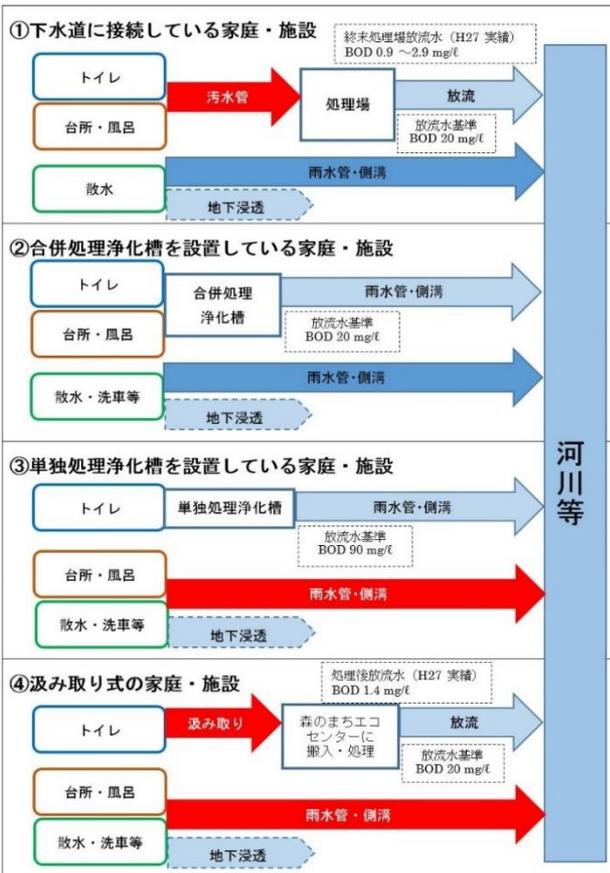
手賀沼に流入する1日あたりの発生源別COD量 (H26年) [2.9 t/日]



1人あたりの1日のBOD排出状況 [43 g/日]

## 河川の水質に与える影響は？

【生活雑排水等の河川への流入経路】



下水道と合併処理浄化槽は生活排水の大部分を浄化しますが、単独処理浄化槽や汲み取り式では台所や風呂などの生活排水をそのまま河川へ流すことになります。

- 終末処理場や浄化槽により浄化された生活排水
- 終末処理場や浄化槽により浄化されていない生活排水のうち、し尿や風呂、台所の汚濁を含まないもの
- 終末処理場や浄化槽により浄化されていない生活排水のうち、し尿や風呂、台所の汚濁を含むもの。

現状は？

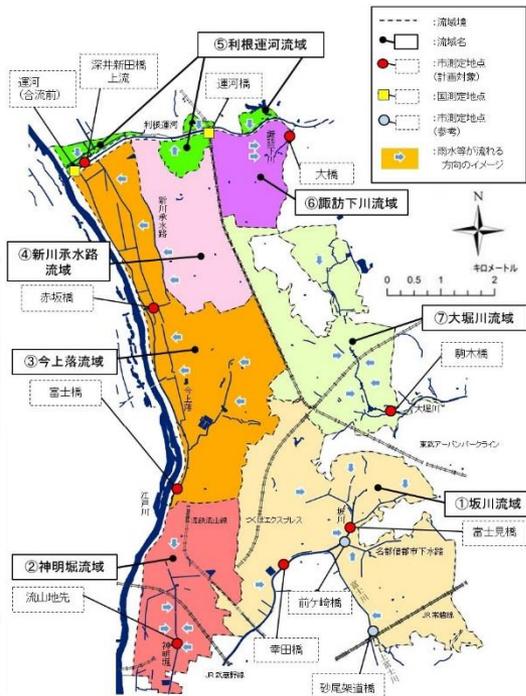
裏面をご覧ください

※①の終末処理場は、手賀沼終末処理場（我孫子市）と江戸川左岸終末処理場（市川市）。

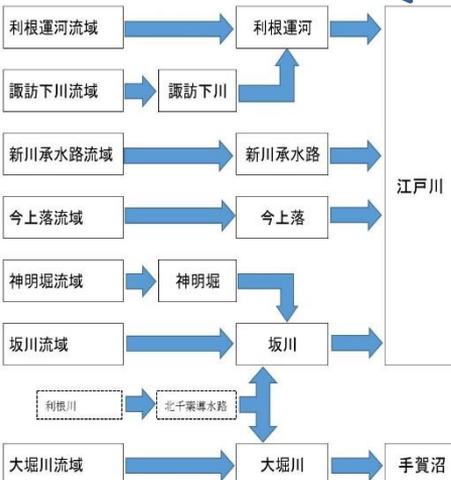
# 流山市の現状は？

この計画では、市内河川を7つの流域に分けて水質調査や対策を行います。雨水や下水道を通らない生活排水は、流域ごとに河川を通り、江戸川か手賀沼へ流れていきます。

【計画で扱う7河川の流域】



【流山市の流域と雨水等の流れ】



【旧計画期間の各河川のBODの値】

対象河川	測定地点	BOD (mg/L)		
		H16	H27	環境基準等
坂川	富士見橋	4.1	1.8	2
	幸田橋	3.7	1.9	
神明堀	流山地先	9.2	5.3	5
今上落	富士橋	4.7	3.4	3
新川承水路	赤坂橋	6.7	4	4
利根運河	深井新田橋上流	5.4	5.4	3
	運河橋	12.6	4.9	
	運河(合流前)	14.7	7.5	
諏訪下川	大橋	7.4	5.4	4
大堀川	駒木橋	3.9	2.6	3

※環境基準等：千葉県が定めた環境基準や、旧計画の参考BODのうち、一番値が小さいもの。

計画では、BODで水質を評価します。平成27年度は、4河川でBODが環境基準等を超過しています。

# 対策は？

環境基準等を満たすことを目標に、5つの基本方針に整理し、施策を推進します。

**環境基準等を満たす3河川では、継続的な水質調査と水質維持を行います。**

- ①坂川 1.8~1.9 mg/L 【2 mg/L】
- ④新川承水路 4 mg/L 【4 mg/L】
- ⑦大堀川 2.6 mg/L 【3 mg/L】

※【 】内は環境基準等

**環境基準等を満たさない4河川では、環境基準等の達成を目指します。**

- ②神明堀 5.3 mg/L → 【5 mg/L】
- ③今上落 3.4 mg/L → 【3 mg/L】
- ⑤利根運河 4.9~7.5 mg/L → 【3 mg/L】
- ⑥諏訪下川 5.4 mg/L → 【4 mg/L】

※【 】内は環境基準等

## 基本方針1

汚濁負荷の削減

公共下水道と合併処理浄化槽の整備を中心に、家庭での対策の啓発を行います。

## 基本方針2

健全な水循環の維持・復活

雨水の地下浸透や活用、湧水保全などを行います。

## 基本方針3

地域連携のための周知・啓発

広報活動やイベント、環境学習などにより、地域の河川への関心を高めます。

## 基本方針4

利根運河の水質改善

環境基準を超過する利根運河について利根運河協議会を中心とした広域連携により施策を推進します。

## 基本方針5

継続的な水質調査

環境基準等を達成している河川等についても継続的な水質の監視と施策を行います。